

○登記事項証明書にはどのような種類がありますか？

(情報番号 2 1 0 3 全 1 頁)

登記事項証明書とは、コンピュータ化された登記簿に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面のことです。登記事項証明書には、以下の4種類があります。

①現在事項証明書

(ア) 現に効力を有する登記事項、(イ) 会社成立の年月日、(ウ) 取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日並びに(エ) 会社の商号及び本店の登記の変更に係る事項で現に効力を有するものの直前のものを記載した書面に認証文を付したものです。

②履歴事項証明書

従前の登記の謄本に相当するものであり、現在事項証明の記載事項に加えて、当該証明書の交付の請求のあった日の3年前の日の属する年の1月1日から請求の日までの間に抹消された事項(職権による登記の更正により抹消する記号を記録された登記事項を除く。)等を記載した書面に認証文を付したものです。

③閉鎖事項証明書

閉鎖した登記記録に記録されている事項を記載した書面に認証文を付したものです。

④代表者事項証明書

資格証明書に代替し得る証明書であり、会社の代表者の代表権に関する事項で、現に効力を有する事項を記載した書面に認証文を付したものです。

また、現在全ての登記所がコンピュータ化されていますが、登記所のコンピュータ化に伴って閉鎖された登記簿など、コンピュータで管理されていない登記簿については、謄本(1登記用紙の全部を謄写したもの)又は抄本(1登記用紙の一部だけを謄写したもの)という証明書を交付しています。